

3 受験上の配慮事項

大学入学共通テストにおいては、病気・負傷や障害等のために、受験に際して配慮を希望する志願者に対し、個々の症状や状態等に応じた受験上の配慮を行います。

希望する配慮事項については、「**3-1 主な配慮事項**」～「**3-5 重症化リスクの高い基礎疾患を有する場合**」を確認してください。これらの配慮事項は、高等学校等での配慮の実施状況、障害等の種類や程度にかかわらず、必要に応じて、申請することができます。

なお、「**4 受験上の配慮内容**」(→12 ページ)には、病気・負傷や障害等の種類と程度ごとに代表的な配慮事項の例などを示していますので、こちらも確認してください。

また、書類の提出は一度のみとなり、大学入試センターで審査の上決定した配慮事項については再審査を行わないため、第二希望の申請をすることもできます。(→43 ページ)

3-1 主な配慮事項

大学入学共通テストにおける主な配慮事項は、下表のとおりです。これらの配慮事項を希望する場合は、「**【A】受験上の配慮申請書第2面**」(→50 ページ)の該当する配慮事項の「」を塗りつぶしてください。

配慮の種別	主な配慮事項	主な参考ページ
解答方法や試験時間に関する配慮	点字解答 (試験時間を 1.5 倍に延長)	12
	文字解答 (試験時間を 1.3 倍に延長 又は 延長なし)	12・22
	チェック解答 (試験時間を 1.3 倍に延長 又は 延長なし)	16・18・24
	代筆解答 (試験時間を 1.3 倍 (科目によっては 1.5 倍) に延長 又は 延長なし)	16
	上記のほか、マークシート解答においても試験時間を 1.3 倍に延長する配慮があります。	16・18・43
試験室や座席に関する配慮	1 階又はエレベーターが利用可能な試験室で受験	16・18
	洋式トイレ又は障害者用トイレ (バリアフリートイレ) に近い試験室で受験	16・18・40
	窓側の明るい座席を指定、座席を前列に指定、座席を試験室の出入口に近いところに指定	12～19
	別室の設定	12～19
持参して使用するものに関する配慮	拡大鏡等の持参使用 (注1)	12
	照明器具の持参使用 (注1)	12
	補聴器又は人工内耳の装用 (コードを含む。)	14・15
	特製机・椅子の持参使用 (注1)	16・42
	車椅子の持参使用 (注1)	16・42
	杖の持参使用 (注2)	16・18
上記以外の配慮	拡大文字問題冊子 (14 ポイント・22 ポイント) の配付	12・18・26
	照明器具の試験場側での準備 (注1)	12
	手話通訳士等の配置	14
	注意事項等の文書による伝達	14・18
	リスニングの免除	15・43
	リスニングにおける音声聴取の方法の変更	12～21
	試験場への乗用車での入構	12・16・18
	試験室入口までの付添者の同伴 (注3)	12・16・18
	介助者の配置	16
特製机・椅子の試験場側での準備 (注1)	16・42	

(注1) 希望する場合は、形状や規格などの詳細を「**【A】受験上の配慮申請書第4面**」に記入してください。

(注2) 杖の持参使用のみを希望する場合は、36 ページ (注1) を確認してください。

(注3) 許可された場合は、試験場内に付添者の控室が準備されます。

3-2 その他の配慮事項

6ページに記載がない配慮事項の例として、その他の配慮事項を一覧にして掲載しています。これらの配慮事項を希望する場合、「【A】受験上の配慮申請書第3面」(→51ページ)に記入してください。

なお、「3-1 主な配慮事項」「3-2 その他の配慮事項」に記載されていない配慮事項を希望する場合は、「3-3 事前相談が必要な配慮事項」(→10ページ)を確認してください。

①「試験室の設備」や「座席位置」に関する配慮事項

配慮事項	コード	備考
座席の位置を指定 「【A】受験上の配慮申請書第4面」の座席記入欄に、下記の表現を参考にして座席位置を記入するとともに図示してください。 なお、記入例については42ページを参照してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・座席を最前列に指定 ・座席を最後列に指定 ・座席を試験室後方に指定 ・座席を試験室正面に向かって左側に指定 ・座席を試験室正面に向かって右側に指定 ・座席を試験室の中央に指定 ・座席を前から2～3列目に指定 ・座席を試験室の隅に指定 ・座席を試験室の端に指定 ・座席を窓から離れたところに指定 ・座席を通路側に指定 ・座席を廊下側に指定 ・座席を試験室の壁際に指定 ・座席を試験室の出入口から離れたところに指定 	0 0 0 1	
カーテンを閉めて受験	3 0 0 1	
室温調節が可能な試験室で受験	3 0 4 8	
照明の調節が可能な試験室で受験	3 0 5 2	
座席を空調から離れたところに指定	4 0 2 8	
座席を直射日光の当たらないところに指定	4 0 3 3	
座席を照明の真下以外に指定	4 0 3 4	
座席を周囲の受験者と間隔を空けて指定(約〇m)	4 0 4 0	申請の際は希望の間隔を併せて記入。
座席を監督者の近くに指定	4 0 5 8	
車椅子に座っての受験	8 0 4 1	
座席近くに車椅子を置く場所を確保(車椅子から降りて受験)	3 0 4 3	

②「試験時間中の動作」に関する配慮事項

配慮事項	コード	備考
試験時間中の薬の塗布(薬の机上常備)	8 0 1 4	
試験時間中の水分補給(水分の机上常備)	8 0 2 2	薬や補食物等の詳細を「【A】受験上の配慮申請書第4面」に記入。(→42ページ)
試験時間中の補食(補食物の机上常備)	8 0 2 8	
試験時間中の薬の服用(薬・水の机上常備)	8 0 6 0	
試験時間中の自己マッサージ	8 0 2 0	希望する動きや姿勢、頻度等の詳細を「【A】受験上の配慮申請書第4面」に記入。
試験時間中の姿勢変更	8 0 2 1	
試験時間中のストレッチ	8 0 2 3	
壁にもたれた状態での受験	8 0 6 2	
床に座っての受験	8 0 3 2	座席に座った状態以外で解答することを希望する場合は、解答する際の姿勢や机等の詳細を「【A】受験上の配慮申請書第4面」に記入。
立位での受験	8 0 3 3	
臥位(横になった状態)での受験	8 0 4 5	
試験時間中に座位と起立位を繰り返すこと	8 0 1 9	
試験時間中に座位と臥位を繰り返すこと	8 0 5 4	
試験時間中の補聴器の付け外し	8 0 4 9	

③「持参使用するもの」に関する配慮事項

※ 「持参使用するもの」に関する配慮事項を申請する場合は、持参使用するものの大きさや形状、用途等の詳細を「【A】受験上の配慮申請書第4面」に記入してください。

配慮事項	コード	備考
電源の使用	3 0 6 6	「持参使用するもの」が電源が必要な場合は申請。
延長コードの持参使用	6 1 8 8	
書見台の持参使用	6 0 4 6	
置時計の持参使用	6 1 1 5	
拡大読書器の持参使用	6 1 1 8	
読書補助具の持参使用	6 1 9 1	
定規の持参使用	6 0 4 5	読書補助具としてのみ使用可能。
書字補助具の持参使用	6 0 4 8	
ホワイトボードの持参使用	6 0 6 2	
遮光眼鏡の持参使用	6 1 5 9	目の動きがわかる程度の色の濃さは申請不要。
色シートの持参使用	6 1 1 2	
下敷き(透明)の持参使用	6 0 4 3	
付箋・シール等の持参使用	6 0 5 6	
音声時計の持参使用	6 1 1 6	点字解答希望者は申請不要。
触読用時計の持参使用	6 1 9 8	
耳栓の持参使用	6 1 5 8	通信機能を有するものや、イヤホンは使用不可。
デジタル耳栓の持参使用	6 2 7 4	
イヤーマフの持参使用	6 1 1 1	
補聴器・人工内耳の予備電池の持参使用	6 1 5 5	
補装具の装用	6 0 3 0	補聴器を除く補装具を使用する場合に申請。
マットの持参使用	6 1 5 7	
足置き台の持参使用	6 0 9 1	
クリップの持参使用	6 0 3 7	
クリップボードの持参使用	6 0 3 8	
滑り止めシートの持参使用	6 0 5 0	
帽子の着用	6 0 2 9	本人確認等の際、脱帽できない場合は申請。
帽子を着用した状態の写真を受験票・写真票に使用	6 2 0 9	
インスリン注射器・インスリンペンの持参使用	6 0 6 7	
エピペン [®] の持参使用	6 1 8 7	
血糖測定器の持参使用	6 0 7 4	アラーム音や作動音など、音の鳴る機能の有無を「【A】受験上の配慮申請書第4面」に記入し、さらに、音の鳴る機能を有する場合は、音の鳴る頻度、音量、音が鳴った場合の処置等を併せて記入。(→42ページ)
インスリンポンプの装用・操作	6 1 7 3	
吸引器の持参使用	6 0 6 8	
吸入器の持参使用	6 0 6 9	
酸素ボンベの持参使用	6 0 8 3	
人工呼吸器の持参使用	6 0 8 8	
点滴の持参使用	6 1 9 9	
輸液ポンプの持参使用	6 2 2 7	
試験室への暖房器具の持参使用	6 0 0 2	
扇風機の持参使用	6 2 4 9	
エチケット袋の持参使用	6 1 1 4	
ゴミ袋の持参使用	6 1 7 8	

④「試験時間中に監督者等へ求める対応等」に関する配慮事項

配慮事項	コード	備考
ヘッドホン着脱の補助	5 0 0 9	
リスニングにおいて機器の操作等の補助	5 0 1 0	
リスニングにおいて途中退室するために音声を一時停止(注1)	5 0 2 4	許可された場合は、リスニングのみ別室。
監督者等と近すぎない距離を保つ	9 0 0 3	
消しゴムで消す際の補助	9 0 0 9	
問題冊子をめくる補助	9 0 2 4	
眠った場合に監督者等が起こすこと	9 0 2 1	眠ったかどうかの判断は監督者の主観となる。
監督者等が背後に立たない	9 0 6 9	
試験時間中に監督者が受験者の求めに応じて残り時間を知らせること	9 1 0 9	
発作時に休養室又は医務室を利用(注2)	3 0 7 0	

⑤提出書類に注意が必要な配慮事項

配慮事項	コード	備考
試験時間を1.5倍に延長(注3)	1 0 1 3	科目単位の試験時間の延長を希望する場合は、事前相談が必要。(→10ページ)
個室の設定(試験室に受験者1名)(注4)	1 0 0 1	

(注1) 「リスニングにおいて途中退室するために音声を一時停止」について

音声はCDプレーヤーにイヤホンを接続して聴取します。途中退室する場合は、その都度監督者が再生を止めますが、途中退室した時間分の試験時間延長は認められません。そのため、途中退室した場合には、問題音声を最後まで聴取できなくなります。

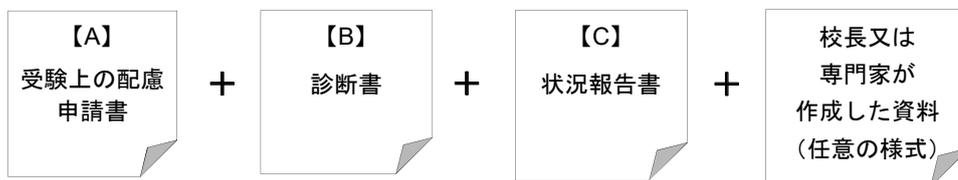
(注2) 「発作時に休養室又は医務室を利用」について

発作(パニック発作を含む。)の症状や頻度、対応方法、休養室又は医務室までの移動方法について、「【A】受験上の配慮申請書第4面」に必ず記入してください。

なお、意識消失を伴う発作(てんかん等)がある場合には、発作が起きた際に適切な対応を行うため、可能な限り「試験室入り口までの付添者の同伴」(→6ページ)を併せて申請し、発作時に対応できる方が同伴してください。

(注3) 「試験時間を1.5倍に延長」について

「【A】受験上の配慮申請書」、「【B】診断書」、「【C】状況報告書」に加えて、1.5倍の試験時間延長の必要性が分かる「具体的な理由」や「これまでの取組み」等を示した資料(任意の様式で校長又は専門家が作成したもの)を提出してください。(具体的な理由やこれまでの取組みが示してあれば、個別の教育支援計画・個別の指導計画の写しでも可。)



なお、申請書の記入に当たっては、記入例【1.5倍の試験時間延長を申請する場合】(→44ページ)を参照してください。

(注4) 「個室の設定(試験室に受験者1名)」について

「【A】受験上の配慮申請書」、「【B】診断書」に加えて、個室の設定を必要とする明確な理由を「【C4】状況報告書(別室の設定)」又は「【C5】状況報告書(発達障害関係)」に詳しく記入してください。

なお、個室の設定を申請する場合には「申請する配慮事項の第二希望について」(→43ページ)及び申請書の記入例【個室の設定(試験室に受験者1名)を申請する場合】(→44ページ)を参照してください。

3-3 事前相談が必要な配慮事項

次のような配慮事項を希望する場合は、事前相談が必要になります。
大学入試センター事業第1課（→裏表紙）に連絡してください。

- (1) 科目単位の試験時間の延長に関する配慮事項
例：リスニングのみ試験時間延長（1.3倍）を希望したい
- (2) 問題冊子・解答用紙及び下書き用紙に関する配慮事項
例：指定した用紙に印刷してほしい ・ タブレット端末を下書きに使用したい
タブレット端末で問題を見たい
- (3) 休憩時間に関する配慮事項
例：昼食の介助を保護者が行いたい ・ 休憩時間中に横になって休みたい
- (4) 「文字解答」「チェック解答」の鉛筆以外での解答に関する配慮事項
例：ボールペンで解答したい ・ シャープペンシルで解答したい
- (5) 試験場の指定に関する配慮事項
- (6) 人による問題文等の読み上げに関する配慮事項
- (7) 「3-1 主な配慮事項」, 「3-2 その他の配慮事項」に記載されていない配慮事項

3-4 受験上の配慮を申請せずに使用できるもの

次のものは受験上の配慮を申請せずに使用できます。
また、試験時間中に机の上に置けるもの（受験案内50ページ参照）を併せて確認してください。

- (1) サポーター・テーピング・包帯・湿布・ギプス・眼帯・コルセット
※ 試験時間中に着脱する場合は、監督者に申し出て許可を得てください。
- (2) 白杖
※ 白杖以外の杖の持参使用を希望する場合は申請が必要です。
以下の(3)については、試験開始前に監督者に申し出て許可を得てから使用してください。
- (3) 座布団・クッション・タオル・ひざ掛け・手袋（多汗症用を含む）
※ 病気・負傷や障害等のために試験開始前に監督者に申し出ることが困難な場合は、
受験上の配慮の申請をすることもできます。
※ 英文字や地図等がプリントされているものは使用しないでください。

3-5 重症化リスクの高い基礎疾患等を有する場合

基礎疾患等を有するため感染症に罹患すると重症化の可能性がある場合や、免疫力が低下している等の感染リスクが高い場合などについては、受験上の配慮として、少人数の「別室の設定」（→6ページ）や「個室の設定（試験室に受験者1名）」（→9ページ）を申請することができます。

主なQ & A <配慮内容について>

Q1 病気・負傷や障害等のために試験時間中に使用したいものがありますが、申請は必要ですか？

A1 試験時間中に机の上に置けるもの（受験案内 50 ページ参照）や、受験上の配慮を申請せずに使用できるもの（→10 ページ）以外のものを病気・負傷や障害等のために試験時間中に使用したい場合は、受験上の配慮の申請が必要です。

持参使用に係る受験上の配慮の申請について事前に確認したい場合は、大学入試センター事業第 1 課（→裏表紙）にお問い合わせください。

Q2 アラーム音が鳴る医療機器を装着して受験する場合、どのような申請をすればよいですか？

A2 装着する医療機器を、「その他の配慮事項」（→7～9 ページ）から選択し、「【A】受験上の配慮申請書第 3 面」の「㉞その他の希望配慮事項等」(1) 欄に記入してください。また、音の鳴る頻度、音の大きさ、音が鳴った場合の処置等を「【A】受験上の配慮申請書第 4 面」に記入してください。

Q3 聴覚過敏の症状があり、耳栓を使用したいのですが、申請は必要ですか？

A3 必要です。

試験時間中に耳栓（デジタル耳栓を含む）、イヤーマフを使用したい場合は、受験上の配慮の申請をしてください。ただし、受験者入室終了時刻から試験開始（解答開始）時刻までの時間は、注意事項等の指示を行う監督者の声が聞こえなくなる可能性があるため、耳栓等は使用できません。また、通信機能を有するものや、イヤホンは耳栓として使用できません。

申請する場合は、希望する配慮事項を「その他の配慮事項」（→7～9 ページ）から選択し、「【A】受験上の配慮申請書第 3 面」の「㉞その他の希望配慮事項等」(1) 欄に記入してください。

Q4 「別室」と「個室（試験室に受験者 1 名）」の違いは何ですか？

A4 「別室」は、少人数の試験室で、受験者の症状及び受験方法（試験時間延長の有無等）等によって、別室を許可された他の受験者と同室になります。なお、同じ試験場に別室を許可された他の受験者がいない等の理由で、試験室に 1 名のみとなることがあります。

「個室（試験室に受験者 1 名）」は、他の受験者と同室になることはありません。なお、「個室の設定（試験室に受験者 1 名）」を希望する場合は、「提出書類に注意が必要な配慮事項」（→9 ページ（注 4））を確認してください。

Q5 「試験室入口までの付添者の同伴」とはどのような配慮事項ですか？

A5 「試験室入口までの付添者の同伴」は、保護者等の付添者が試験場に入構し、試験室入口まで受験者に同伴することができるようになる配慮事項です。付添者は試験時間中以外であればトイレ等の介助を行うことは可能ですが、試験時間中に受験者の介助を行うことはできません。試験時間中の介助を希望する場合には、「介助者の配置」の申請が必要です。

なお、「試験室入口までの付添者の同伴」が許可された場合には、試験場内に付添者の控室が準備されます。

Q6 「介助者の配置」が許可された場合に配置される介助者はどのような人ですか？

A6 介助者は、受験者の症状や状態、必要とする介助内容等に応じ、試験場側で選出された、特別支援学校の教員等や医療的ケアを行うことができる専門的知識・技能を有する者が試験時間中に配置されます。姿勢の変換やトイレ介助、痰の吸引などの医療的ケアが必要な場合は、「介助者の配置」を申請の上、「【A】受験上の配慮申請書第 4 面」に必要とする介助内容を具体的に記入してください。

なお、「ヘッドホン着脱の補助」等の簡易的な補助については、監督者等が行いますので、「試験時間中に監督者等へ求める対応等」（→9 ページ）を確認の上、申請してください。

※ 上記以外にも、受験上の配慮に関する Q&A は、大学入試センターのホームページ（→裏表紙）に掲載しています。